○糸満市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

平成２６年１２月２５日

条例第３５号

（趣旨）

第１条　この条例は、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）第３４条の８の２第１項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業（法第６条の３第２項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準について必要な事項を定めるものとする。

（設備運営基準の目的）

第２条　この条例で定める基準（以下「設備運営基準」という。）は、利用者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（設備運営基準の向上）

第３条　市長は、糸満市子ども・子育て会議（糸満市附属機関設置に関する条例（平成７年糸満市条例第２５号）別表に記載されている糸満市子ども・子育て会議をいう。）の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者（以下「放課後児童健全育成事業者」という。）に対し、設備運営基準を超えて、その設備及び運営を向上させるよう勧告することができる。

２　市は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。

（設備運営基準と放課後児童健全育成事業）

第４条　放課後児童健全育成事業者は、設備運営基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

２　設備運営基準を超えて、設備を有し、又は運営している放課後児童健全育成事業者においては、設備運営基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（放課後児童健全育成事業の一般原則）

第５条　放課後児童健全育成事業者は、当該放課後児童健全育成事業における責任者を置かなければならない。

２　放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。

３　放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

４　放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよ

う努めなければならない。

5　放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

6　放課後児童健全育成事業を行う場所は（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

7　放課後児童健全育成事業者は、来所・帰宅時の安全確保のために、地域の関係機関や団体等と連携した見守り活動の実施等に取り組むよう努めなければならない。

8　放課後児童健全育成事業者は、次のいずれかに該当しない者でなければならない。

(1)　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。次号において「暴力団対策法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）

(2)　暴力団員（暴力団対策法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）

(3)　前２号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

（放課後児童健全育成事業者と非常災害対策）

第６条　放課後児童健全育成事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2　前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的にこれを行わなければならない。

（安全計画の策定等）

第６条の２　放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2　放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3　放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4　放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第６条の３　放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の

利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

（放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件）

第７条　放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

（放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等）

第８条　放課後児童健全育成事業者の職員は、常に自己研鑽（さん）に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

２　放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保し、県、NPO法人及びその他のものが実施する研修を受けるよう努めなければならない。

（設備の基準）

第９条　放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下この条において「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

２　専用区画の面積は、児童１人につきおおむね１．６５平方メートル以上でなければならない。

３　専用区画並びに第１項に規定する設備及び備品等（次項において「専用区画等」という。）は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

４　専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。

（職員）

第１０条　放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。

２　放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに２人以上とする。ただし、その１人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第５項において同じ。）をもってこれに代えることができる。

３　放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１９第１項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならない。

(1)　保育士（国家戦略特別区域法（平成２５年法律第１０７号）第１２条の５第６項の規定により沖縄県知事が行う国家戦略特別区域限定保育士試験に合格し、かつ、同条第８項において準用する法第１８条の１８第１項の登録を受けた国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）の資格を有する者

(2)　社会福祉士の資格を有する者

(3)　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和１８年勅令第３６号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第９０条第２項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による１２年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第９号において「高等学校卒業者等」という。）であって、２年以上児童福祉事業に従事したもの

(4)　教育職員免許法（昭和２４年法律第１４７号）第４条に規定する免許状を有する者

(5)　学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正７年勅令第３８８号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

(6)　学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第１０２条第２項の規定により大学院への入学が認められた者

(7)　学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(8)　外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(9)　高等学校卒業者等であり、かつ、２年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

(10)　５年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

４　第２項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね４０人以下とする。

５　放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が２０人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち１人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（利用者を平等に取り扱う原則）

第１１条　放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

第１２条　放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第３３条の１０各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

２　放課後児童健全育成事業者及びその職員は、法第３３条の１０各号に掲げる行為その他の虐待を受けたと思われる児童を発見したときは、遅滞なく市長に通告し、当該児童の状況の把握及び保護を図るための適切な措置を講じるため、必要な協力をしなければならない。

３　市長は、前項の規定による通告を受けたときは、当該通告をした者が不利益な取扱いを受けることがないよう留意しなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第１２条の２　放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

２　放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

３　放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

（衛生管理等）

第１３条　放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

２　放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

３　放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

（運営規程）

第１４条　放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

(1)　事業の目的及び運営の方針

(2)　職員の職種、員数及び職務の内容

(3)　開所している日及び時間

(4)　支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額

(5)　利用定員

(6)　通常の事業の実施地域

(7)　事業の利用に当たっての留意事項

(8)　緊急時等における対応方法

(9)　非常災害対策

(10)　虐待の防止のための措置に関する事項

(11)　第１６条に規定する秘密保持等に関する事項

(12)　地域との連携等に関する事項

(13)　その他事業の運営に関する重要事項

（放課後児童健全育成事業者が備える帳簿）

第１５条　放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備し、市長が別で定める期間保存しなければならない。

（秘密保持等）

第１６条　放課後児童健全育成事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。

２　放課後児童健全育成事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

（苦情への対応）

第１７条　放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

２　放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

３　放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第８３条に規定する運営適正化委員会が行う同法第８５条第１項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

（開所時間及び日数）

第１８条　放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則として、児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。

(1)　小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業　１日につき８時間

(2)　小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業　１日につき３時間

２　放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、１年につき２５０日以上を原則として、児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。

（保護者との連絡）

第１９条　放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

（関係機関との連携）

第２０条　放課後児童健全育成事業者は、市、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。

（事故発生時の対応）

第２１条　放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

２　放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

３　放課後児童健全育成事業者は、前項の規定に速やかに対応するため、賠償責任保険に加入し、当該保険の加入を証する書類の写しを市に提出しなければならない。

（委任）

第２２条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成２４年法律第６７号）の施行の日から施行する。

（職員の経過措置）

第２条　この条例の施行の日から令和９年３月３１日までの間、第１０条第３項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（令和９年３月３１日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。

（設備の基準に関する経過措置）

第３条　この条例の施行の日から平成３０年３月３１日までの間、第９条第２項の規定の適用については、同項中「でなければならない」とあるのは、「とするよう努めなければならない」とする。

（糸満市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置）

第４条　この条例の施行の日から令和６年３月３１日までの間、この条例による改正後の糸満市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第６条の２の規定の適用については、同条第１項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第２項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第３項中「周知しなければ」とあるのは「周

知するよう努めなければ」とする。

附　則（平成２７年１２月２２日条例第３２号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成２８年６月２８日条例第１９号）

この条例は、公布の日から施行し、平成２８年４月１日から適用する。

附　則（平成２９年１２月２７日条例第２８号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成３０年６月２５日条例第２３号）

この条例は、公布の日から施行し、平成３０年４月１日から適用する。

附　則（平成３１年３月２５日条例第１０号）

この条例は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則（令和２年３月２４日条例第１１号）

この条例は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和３年３月２２日条例第１１号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和４年３月２５日条例第１２号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和５年３月２４日条例第１３号）

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和７年３月２５日条例第１２号）

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

上記条例は令和 8 年 10 月 30 日時点